

# 平成29年度 とちぎユースチャレンジ応援事業 募集要項

## 1 事業の目的

とちぎユースチャレンジ応援事業（以下「事業」という。）は、若者が自ら提案し、実行する企画を募集し、その優れたものに対し、活動費の補助及びアドバイザーによる助言・指導等を行うことにより、若者の社会参加活動のチャレンジを応援することを目的とします。

## 2 事業の概要

優れたものとして選定された提案を行った団体等は、選定後、活動に取り組んでいただきます。また、活動に当たっては、以下の事業に参加していただきます。

### (1) スタートアップ研修の実施

優れた提案を行った若者の団体又はグループ（以下「団体等」という。）が一堂に会し、実行するために必要な事項について研修を実施します（実施回数：1回）。

### (2) ブラッシュアップ研修の実施

各団体等の活動をフォローすることを目的として、それぞれの活動場所にアドバイザーを派遣し、助言・指導を受ける等、企画の実現のために必要な事項について研修を行います（実施回数：各団体等につき2回）。

※アドバイザーの活動場所を訪問し、助言・指導を受けることも可とします。

### (3) 活動成果報告会の実施

活動終了後において、各団体等の活動の成果を報告し、若者同士やアドバイザーとの人的ネットワークづくりのための報告会を実施します。

	5月	6月	7月～1月	2月	3月
① 企画提案書の募集		募集期間 H29.5.10(水)～6.16(金)【午後5時 必着】			
② 1次審査【書類審査】		◆			
③ 2次審査【プレゼンテーション】		◆	H29.6.25(日)9:30～ とちぎ青少年センター		
④ 補助対象事業決定		◆			
⑤ スタートアップ研修		◆	H29.6.25(日)13:30～ とちぎ青少年センター		
⑥ 事業の実施	事業実施期間【H29.7月～H30.2月】				
⑦ ブラッシュアップ研修	H29.7月～H30.2月中旬までに各団体等あたり2回実施		◆	◆	
⑧ 活動成果報告会			H30.3.3(土)13:30～ とちぎ青少年センター		◆

### (4) スケジュール

## 3 応募資格

次の要件の全てを満たす団体等とします。

※前年度参加した団体についても応募可能（但し、前回の課題解決を踏まえた企画に限る。）

① 栃木県内在住の若者（おおむね18歳から30歳までの者をいう。以下同じ。）2人以上が中心となって活動する団体等であること。

※中心メンバー以外の構成員の年齢は問いません。

- ② 提案した事業を確実に遂行する能力及び体制を有していること。
- ③ 個人情報適切に管理する能力及び体制を有していること。
- ④ 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としていないこと。
- ⑤ 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力の関係者が構成員にいないこと。

## 4 募集する企画・提案

(1) 次の①及び②の要件を満たすものとします。

① 次のいずれかに該当する"青少年の健全育成"に資する提案

ア 青少年のコミュニケーションの場の運営

〈例〉定期的なカフェトーク、スポーツ広場の開催 等

イ 青少年の社会参画活動の支援

〈例〉自然体験(野外活動)、農業体験活動、ボランティア活動、空き店舗を活用した経営体験 等

ウ 青少年が主体となって活動する異世代との交流体験

〈例〉大学生や社会人による小学生を対象とした読書推進活動(読み聞かせ)、昔遊び・外遊び塾 等

エ 青少年が企画運営するイベントの実施

〈例〉30歳の成人式、各種講演会、演劇、映画、音楽イベント、  
とちぎ青少年センターを活用したイベント 等

オ いじめ、不登校、ひきこもり等困難を抱える青少年やその家族の支援

〈例〉困難を抱える若者についての講演会、フォーラムの開催、  
困難を克服した経験を持つ若者自身による座談会、活動報告会の開催 等

カ 青少年を取り巻く社会環境の整備

〈例〉スマートフォン等の正しい利用方法についての学習会や講演会の開催、  
パトロールや見守り活動の実施 等

【参考】

※"青少年の健全育成"の内容については、"とちぎ青少年プラン2016～2020"を参考にしてください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/life/seishounen/seishounen/seishounen-plan2016-2020.html>

※とちぎ青少年センター <http://tyouth.ec-net.jp/>

② 次のいずれにも該当しない提案

ア 法令等に違反するもの

イ 政治、宗教に関わるもの

ウ 主に営利を目的とするもの

エ 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

オ 国、県又は市町から補助又は委託を受けている(受ける見込みのある)もの

(2) 提案する企画は、1団体等につき1件とします。

## 5 事業の実施期間

補助対象事業として決定した日から平成30年2月末日までとします。

## 6 選定件数及び補助金の額等

(1) 選定件数

6件以内

(2) 補助対象経費

事業の実施に直接必要と認められる経費

会議費(会場借上料)、交通費(旅費)、印刷製本費(資料作成費)、通信費、消耗品費、  
報償費(講師謝金)等

※スタートアップ研修・ブラッシュアップ研修(講師に係る謝金及び旅費に限る)に要する経費は栃木県の負担とします。

(3) 補助対象とならない経費

人件費(給料等)、飲食に係る経費、団体事務所の管理運営費・光熱水費、団体の財産形成につながる工事請負費等栃木県が補助することが適当と認められない経費

#### (4) 補助金の額

定額（1件あたり10万円を上限とします。）

※事業完了後、精算払いとします。

## 7 応募方法

所定の提出書類に必要事項を記載の上、11に記載の提出先あて郵送又は持参してください。電子メールでの受付はできないので注意してください。

### (1) 募集期間

平成29年5月10日(水)から平成29年6月16日(金)【午後5:00必着】まで

※持参の場合は平日午前8:30から午後5:00までの間にお越しください。

### (2) 提出書類

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 応募団体等の概要（様式2）
- ③ 事業計画書（様式3）
- ④ 収支計画書（様式4）
- ⑤ 誓約書（様式5）
- ⑥ その他参考資料（団体等の紹介パンフレットなど）

※各種様式は栃木県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/20170510youthchallenge.html>

### (3) 提出部数 1部

### (4) 留意事項

- ① 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しません。

## 8 選定方法

選定方法等は次のとおりとします。

### (1) 1次審査（書類審査）

提出書類による書類審査とし、その結果を応募された全ての団体等に平成29年6月21日(水)までに通知します。

審査のポイント  
・必要書類の適否

### (2) 2次審査（プレゼンテーション）（非公開）

- ・1次審査を通過した団体等は、選定委員会においてプレゼンテーションを行います。
- ・各参加者の割り当て時間は、20分程度とします（企画内容の説明：5分、委員からの質疑：15分程度）。
- ・説明には、企画提案書のほか、補足資料としてA4用紙2枚（片面）まで使用できるものとします。
- ・2次審査（プレゼンテーション）を欠席した場合は、失格とします。

日時：平成29年6月25日(日) 午前9:30から

（日程の詳細は、1次審査選定結果通知時に各団体等に通知します。）

場所：とちぎ青少年センター 第3研修室（宇都宮市駒生1-1-6）

審査のポイント

・提案事業の内容 ・補助の必要性 ・事業の実現可能性 ・事業の継続性及び発展性

## 9 事業の決定及び実施

- (1) 選定結果は、2次審査（プレゼンテーション）終了時にお知らせします。
- (2) 選定された団体等は、スタートアップ研修に参加していただきます。（選定されなかった団体で研修参加を希望する場合は要相談）

※ 2次審査（プレゼンテーション）と同日開催となりますのでご留意願います。

日時：平成29年6月25日(日) 午後1：30から  
場所：とちぎ青少年センター 多目的ホール（宇都宮市駒生1-1-6）

## 10 留意事項

- (1) 活動内容の公開  
提案事業の概要、団体等の名称、代表者名及び審査結果は、県のホームページ等により公表します。
- (2) 選定された団体等の責務
  - ① 選定された団体等は、栃木県が別に定める補助金交付要領の規定を遵守し、適正な経理処理を行っていただきます。
  - ② 今後、栃木県が実施する事業について協力していただくことがあります。

## 11 書類の提出先・問い合わせ先

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁7階南側  
栃木県 県民生活部 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当  
TEL 028-623-3075  
FAX 028-623-3150

とちぎの元気な子ども育て隊!!



VERY GOOD LOCAL  
とちぎ